

# 滋賀県立長寿社会福祉センターの施設利用料改定のお知らせ

平素は、滋賀県立長寿社会福祉センターをご利用いただきまして、ありがとうございます。

このたび、当センターでは、令和6年10月の使用料に関する条例改正に伴いまして、令和7年4月1日以降の施設利用料金を次のとおり改定させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

ご利用いただく皆さまにはご負担をおかけすることになり、誠に申し訳ありませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げますとともに、引き続き当センターをご利用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

## 滋賀県立長寿社会福祉センター利用料

【滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例別表(第3条、第5条、第15条関係)】  
(令和7年4月1日利用分から適用)

区分	金額(単位:円)				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大教室	6,960	19,430	20,790	36,120	43,160
体育室	3,330	4,310	3,330	—	—
調理室	3,760	5,000	3,760	—	—
第1教室	2,760	3,760	2,760	—	—
第2教室	2,760	3,760	2,760	—	—
会議室	2,760	3,760	2,760	—	—
第1研修室	6,370	8,340	6,370	—	—
第2研修室	2,760	3,760	2,760	—	—
第3研修室	1,810	2,490	1,810	—	—
第4研修室	2,760	3,760	2,760	—	—
陶芸室	2,080	3,330	2,080	—	—
焼成室	1,050	1,310	1,050	—	—

注

- 土曜日、日曜日または休日における大教室の利用については、本表に掲げる額の5割に相当する額を加算した額を申し受けます。
- 県外にお住まいの方については、本表に掲げる額の5割に相当する額を加算した額を申し受けます。